

出願商標「江戸辛味大根」審決取消請求事件：知財高裁平成26(行ケ)10093・平成26年10月29日(2部)判決<請求棄却>

### 【キーワード】

商標法3条1項3号(商品の品質表示), 同法4条1項16号(商品の品質誤認のおそれ)

### 【事案の概要】

本件は, 商標登録出願拒絶査定に対する不服審判請求を成り立たないとした審決の取消訴訟である。

争点は, ①商標法3条1項3号該当性の有無, 及び②同法4条1項16号該当性の有無である。

#### 1 特許庁における手続の経緯

原告(株式会社葱善)は, 平成24年9月6日, 下記の本願商標につき, 登録出願をした(商願2012-72363号。甲1)が, 平成25年2月8日付けで拒絶査定を受けたので, 同年4月28日, 不服審判請求をする(不服2013-7870号)とともに, 指定商品につき同年11月15日付けで補正をした。

特許庁は, 平成26年2月28日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をし, その謄本は, 同年3月17日に原告に送達された。

### 【本願商標】

江戸辛味大根(標準文字)

### 【指定商品(補正後。以下「本願指定商品」という。)]

#### 第31類

「辛味大根, 果実, あわ, きび, ごま, そば, とうもろこし, ひえ, 麦, 粳米, もろこし, うるしの実, コブラ, 麦芽, ホップ, 未加工のコルク, やしの葉, 食用魚介類(生きているものに限る。), 海藻類, 獣類・魚類(食用のものを除く。), 鳥類及び昆虫類(生きているものに限る。), 蚕種, 種繭, 種卵, 飼料, 釣り用餌, 糖料作物, 辛味大根の種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 辛味大根の苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽, 生花の花輪, 飼料用たんぱく」

#### 2 審決の理由の要点

##### (1) 商標法3条1項3号該当性について

標準文字である「江戸辛味大根」は, 取引者, 需要者をして, 「江戸時代から江戸近郊で栽培されていた伝統野菜である辛味大根」ほどの意味合いを認識し得るものといえることから, 本願指定商品中の「辛味大根, 辛味大根の種, 辛

味大根の苗」に使用するときには、前記意味合いの商品であることを看取、理解させるにとどまり、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標というべきである。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

## (2) 商標法4条1項16号該当性について

本願指定商品の「果実、あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、粳米、もろこし」が、「辛味大根」を含む「野菜」と、「苗木、花、牧草、盆栽」が、「辛味大根の苗」を含む「苗」と、生産部門・販売部門などを同じくする場合も少なくないといえることからすると、本願商標は、これらの商品に使用するときには、あたかも「辛味大根」又は「辛味大根の苗」であるかのごとく、商品の品質に誤認を生じさせるおそれがあるものというべきである。

したがって、本願商標は、商標法4条1項16号に該当する。

(3) 以上によれば、本願商標は、商標として登録を受けることはできない。

## 【判 断】

### 1 取消事由1（商標法3条1項3号該当性判断の誤り）について

(1) 本願商標は、「江戸辛味大根」の文字を標準文字で横書きにしてなるものであり、「江戸」の文字と「辛味大根」の文字とを組み合わせた構成からなるものである。その指定商品は、前記第2, 1に記載したとおりのものであり、「辛味大根、辛味大根の種、辛味大根の苗」を含む。

本願商標を構成する「江戸」の文字は、広辞苑（第6版。乙1）によれば、「東京の旧名。」「吉原・深川あたりで内神田・日本橋辺を指していった称。」を意味するものである。また、証拠（甲3, 乙1～22）により認められる「江戸」を含む語を使用した例からすれば、「江戸」との冠は、「江戸時代」に起源を有し、あるいは、「江戸時代」に生産されたものや、東京の旧名として東京近郊を示すものとしても用いられているものと認められる。そして、「辛味大根」とは、「普通の大根より小ぶりで辛味が強く、水分が少ない大根の総称」（乙28～30）をいうものであり、その字義からも、「辛味」のある野菜である「大根」を認識することは極めて容易である。

以上に照らすと、「江戸辛味大根」という文字は、「江戸時代から江戸近郊で栽培されていた辛味大根」、「江戸時代から栽培されていた辛味大根」又は、「東京近郊で栽培される辛味大根」の意味合いを有するものと認められる。そうすると、前記の本願指定商品「辛味大根、辛味大根の種、辛味大根の苗」との関係においては、江戸時代から栽培された、あるいは、江戸（東京）地方を産地とする「辛味大根」を示すものとして、全体として商品の「品質」を記述するものであることが明らかである。

したがって、本願商標を、本願指定商品中の「辛味大根、辛味大根の種、辛味大根の苗」に使用するときには、これに接する取引者、需要者は、一般的に、

その「品質」を普通に用いられる方法の範囲で表示されていると理解，認識するに止まるものと解され，これが自他商品の識別標識としての機能を果たしている商標とは認識しないというべきである。

したがって，商標法3条1項3号に該当するとした審決の判断に誤りがあるとはいえず，原告の取消事由には理由がない。

## (2) 原告の主張について

原告は，本願商標からは，「江戸時代から江戸近郊で栽培されていた伝統野菜である辛味大根」とともに，原告がその意味合いで使用している「江戸時代に浅草道光庵の庵主が流行らした蕎麦の（香辛料としての）辛味大根」，単に「東京産の辛味大根」，「江戸（江戸時代の旧都市名）で栽培されていた辛味大根」等の様々な意味合いが生じるのであり，審決のいうような「江戸時代から江戸近郊で栽培されていた伝統野菜である辛味大根」との一義的意味合いを認識し得るものではないと主張する。

しかし，上記に原告が述べているような観念はいずれも，「江戸」に関し，「江戸」（周辺）の地域，あるいは，「江戸」時代を示すものであって，これらと関連を有する「辛味大根」といった程度の意味合いを有することを自認しているものである。よって，上記のとおり，「江戸時代から江戸近郊で栽培されていた辛味大根」，「江戸時代から栽培されていた辛味大根」又は「東京近郊で栽培される辛味大根」との観念を否定するものではなく，これらが，生産地又は生産開始時期に特徴を有する辛味大根という野菜の商品としての特性，すなわち，「品質」を表したものとすることには変わりがなく，上記主張は，前記の認定を左右するものではない。

また，原告は，「江戸時代に浅草道光庵の庵主が流行らした蕎麦の（香辛料としての）辛味大根」との意味合いで本願商標を使用していると主張し，審決の認定した意味合いが生じないかのように主張する。

しかし，商標法3条1項3号の規定の趣旨は，商品の産地，販売地その他の特性を表示記述する標章は，取引に際し，必要適切な表示として何人も使用を欲するものであるから，特定人による独占的使用を認めるのは公益上適当でなく，また，一般的に使用される標章であって，多くの場合自他識別力を欠き，商標としての機能を果たし得ないことから，当該商標を不登録としたものである。そうすると，その該当性は，当該標章に接した取引者，需要者がいかなる観念を有するかによって判断されるべきものであって，出願人の使用に際しての意図は，同項3号該当性の判断と関連するものでなく，上記主張は失当である。また，本願指定商品の取引者，需要者は，一般の消費者であると解されるところ，これらの者が，本願商標を原告主張のような特殊な意味合いで認識するものと認めるに足りる証拠はなく，いずれにしても原告の主張は採用できない。

さらに，原告は，江戸辛味大根が，伝統野菜としての「江戸野菜」に含まれないことに拘泥して審決を論難する。

しかし、上記に述べた商標法3条1項3号の趣旨からすれば、冠した地域名とこれと結合した野菜名の文字に接した取引者、需要者は、当該地域を中心として生産された野菜、特に、旧都市名を冠している場合には、伝統的な野菜を認識するものと解されるから、実際に「江戸辛味大根」が、過去に「江戸野菜」と呼ばれていた野菜の範疇に入っていたか否かとは関連性を有するものではない。

原告は、その他縷々主張するが、いずれも、相互に矛盾する主張であるか、取消事由を根拠付けるものとはいえないものであり、上記認定を左右するに足りないものであるから、採用できない。

## 2 取消事由2（商標法4条1項16号該当性判断の誤り）について

(1) 上記のとおり、「江戸辛味大根」は、前記に示した程度の意味合いを有するものであるから、本願商標を本願指定商品中の「果実、あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、粳米、もろこし」に使用したときは、野菜、果実等が生鮮品として同じ場所で販売されることが多いことに照らすと、これに接した取引者、需要者は、野菜としての「辛味大根」を表示するものとして、「品質」を誤認するおそれがあることは明らかである。また、「苗木、花、牧草、盆栽」について使用されたときは、その販売場所の共通性やその形状等から、辛味大根（の苗や花）に関連する商品であるかのように誤認するおそれがあることも明らかである。

したがって、上記に使用するときは、商標法4条1項16号に該当するとした審決の判断に誤りはなく、取消事由2にも理由がない。

### (2) 原告の主張について

原告は、審決の指摘する本願指定商品中、「苗木」、「盆栽」、「牧草」は、辛味大根について存在せず、「花」が流通に置かれることがないから、品質を誤認することはない旨主張する。

しかし、商標法4条1項16号の規定は、商標が表する観念と当該商標を付した商品とが符合しないために、取引者、需要者が錯誤に陥ることを防止して、取引者、需要者の保護を図る趣旨のものである。したがって、「商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標」に該当するというためには、その商標によって表されるような品質の商品が現実に製造、販売されていることを必要とするものではなく、取引者、需要者が、その商標を付した商品に接したならば、当該標章が意味するところの商品に関連する商品として、当該商品の品質効能等の特性を誤認するおそれがあれば足りるというべきであるから、上記主張は失当であって採用できない。

## 結 論

以上によれば、審決の判断に誤りはないから、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 本願商標の出願人（原告）は、その願書上に指定商品として、「第31類 辛味大根、辛味大根の種子類、辛味大根の苗」という名の商品を、同類に属する野菜や種子類などの一般名称の商品とともにあえて記載していることは、出願人の思い入れが伝わってくる。

しかしながら、「江戸」とは「東京」と同様の昔の地名であることを日本国民はよく承知していることを考えれば、にもかかわらず、出願人は古来伝統的にこの名称を商標として独自に使用してきた者であることを立証できる証拠を提出していたといえ、それはなかったようである。ということは、商標法3条1項3号の適用を免れるための登録要件である同条2項の適用は主張していないのである。

とすれば、原告が主張している取消事由は、商標法によって保護を求められる商標としての資格を有しない普通名称に過ぎないと判示されてもやむを得ないのであり、それは法3条1項3号の適用でも法4条1項16号の適用でも同じ事実関係である。

2. 裁判所は、商標法3条1項3号の立法趣旨について、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章は、取引に際し、必要適切な表示として何人も使用を欲するものであるから、特定人による独占的使用を認めるのは公益上適当ではなく、また、一般人に使用される標章であり、多くの場合、自他商品の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないことを挙げている。

また、法4条1項16号の立法趣旨については、商標が表す観念と当該商標を付した商品とが符合しないために、取引者、需要者が錯誤することを防止し、取引者、需要者の保護を図ることを挙げているが、これは商品の品質の誤認に通ずることになるのである。

〔牛木 理一〕